

いよいよ始まる大増税時代の到来！

日本経済の財政悪化等の影響を受け、平成26年以降、段階的にさまざまな税金が増税されることが決まっています。特に、相続税、所得税、消費税など個人向けの税金に対する増税傾向が強まっているのが特徴です。

**社会保障・税一体改革法(※)
(H24.8.10成立)**

税制の抜本的な改革が必要となる項目

消費税増税

⇒平成26年4月1日から8%

平成31年10月1日から10%へ

(※)正式名称は「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」

**平成25年度税制改正法
(H25.3.29成立)**

消費税増税の影響を和らげるための減税

高所得者・富裕層向けの課税強化

所得税増税、**相続税増税**

⇒平成27年1月1日から実施

**平成26年度税制改正法
(H26.3.20成立)**

給与所得控除額の上限額の引き下げ

所得税増税

⇒平成28年、平成29年と徐々に増税開始

TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

<http://toeitax.co.jp/>

2017/12月号

個人向けの税金は大増税時代の到来！

平成 30 年度税制改正

平成 29 年 12 月 14 日に平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。今回の改正内容は小粒で昨年の流れを汲んでいるという感想です。

最も世間的に注目度が高い改正は給与所得控除や基礎控除の改正でしょう。内容は、フリーランスの増加を踏まえフリーランスで働く人を減税（支援）するため基礎控除を 10 万円増やし、代わりに **サラリーマンの給与所得控除を 10 万円減らす**、というものです。**サラリーマンは基本的にこれだけだと±0** なのですが、さらに、給与年収（額面）**850 万円超は給与所得控除を頭打ちにするので富裕層（？）には増税**です。増税対象から子育て世帯及び介護世帯は除外します。特に異論はないですが、正直改正が小粒です。そもそも上図のとおりサラリーマンは平成 29 年まで徐々に増税されてきていましたので、さらなる増税の屁理屈にしか聞こえません。

事業承継税制が目玉か

その他の内容についても小粒なものがほとんどですが、**相続税関連で言うと小規模宅地等の特例の要件見直しと事業承継税制の特例の創設**は実務上注目度は高いでしょう。詳細はまた後日ニュースレターで書きたいと思いますが、特に**事業承継税制の特例の創設は今年の改正の中で目玉**といいくらい衝撃を受けました。超高齢化社会を踏まえた政府の事業承継に対する懸念と、それへの対策に備える意気込みが伝わってくる改正内容です。中小企業の経営者の方は事業承継税制の特例については必ず検討する必要が出てくるものと考えられます。

今月のコメント

早いもので本年最後のニュースレターとなりました。年々時が経つのが早く感じられますね。師走に入り我が税理士業界も繁忙期に入って参りました。私は年末年始 12 月 27 日から 1 月 8 日まで休暇を頂く予定です。事務所自体は 12 月 29 日から 1 月 4 日まで休暇となります。ご不便をお掛けしますが何卒宜しくお願い致します。

本年も大変お世話になりました。また来年も宜しくお願い致します。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 5 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人